

年 7. 1. 15
2435

◎ 宍井染工場争議 (九三〇一〇二五)

京都府中京区西堀川蛸菜師下ル四葉堀川所

労働者 一一名

無効者 一〇名

九月入りキヨリ冬物注文多ク業務多忙トナリタル為此、状況ヲ
見タル労働者、債銀値上ヲ要ホシタルニ因リ九月三十日、労働
者側ノ四葉堀川行トナリ、再三、京都染工協会の在、援ヲ得テ
取争中ノ処、十月二十日、労働者側ノ結果、双方互譲ニテ
田場解決ス

要本事項

一 手賃日当一四五十ガ支給

一 解雇交渉

一 續給者ヲ出サザルニテ

法人
債
議
會